

## 肖像権使用許諾書

### 1. 許諾・権利の確認

(1) 私（モデル）は、今回私を撮影した撮影物<sup>※1</sup>（以下「本件撮影物」と言います）に関する私の肖像権の使用について、以下のとおり許諾します。本許諾は、全世界において永久的に有効です。

- ・本件撮影物を全世界において、パッケージ、広告その他の商業利用等、あらゆる目的のために、全てのメディア<sup>※2</sup>において使用することを認めます。ただし、誹謗中傷・名誉毀損的使用は認めません。

(2) 私は、上記許諾を私に代わって行う権限（ライセンス権限。ただし再許諾権限<sup>※3</sup>を含みます）を、本件撮影物撮影者<sup>※4</sup>及び、本件撮影物販売者<sup>※5</sup>に付与します。

(3) 私は、本件撮影物が、他のイメージ、テキスト、グラフィックス、動画、音など他の素材と組み合わせられ、または、クロッピング（画像の一部の削除）、加工、または修正されることがあることを了承し同意します。

(4) 私は、本件撮影物に関する著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含みます）および一切の知的財産権は、本件撮影物撮影者及び/又は本件撮影物販売者に帰属することに同意します。

### 2. 対価請求ができないこと

私は、本件撮影物の使用に関し、対価の請求をしません。

### 3. 「人種・民族及び性別に関する情報」について

私は、本書面の末尾に記載した「人種・民族及び性別に関する情報」が公表されることを了承し同意します。なお、本件撮影物を説明する目的のために、本件撮影物撮影者や本件撮影物販売者、及びこれらから本件撮影物の使用許諾を受けた者が「人種・民族に関する情報」について異なる情報を付す場合があることを理解し了承します。

### 4. 準拠法

この肖像権使用許諾は日本国法に準拠するものとします。

### 5. 個人情報の取扱い

この肖像権使用許諾書に記載された私の個人情報は、本件撮影物のライセンスや、法的請求に対する防御などの目的のために必要な範囲で、本件撮影物撮影者、本件撮影物販売者及び本件撮影物の使用許諾を受けた者に開示されることがあることに同意します。

### 6. 成人または未成年について

私は、成人としてこの肖像権使用許諾書に署名する完全な行為能力を有していること、または未成年の場合、保護者である私の親権者（法定代理人を含みます）もこの肖像権使用許諾書に同意していることを確認します。

なお、本許諾書において私が行った許諾や許諾権限（再許諾権限を含みます）の付与は撤回しません。

**「撮影」とは、東京(日本)で2017年5月27日から5月28日に開催されるiStockalypse イベントで発生する、写真やフィルム、録音のセッションを意味します。**

### モデルの情報

氏名（漢字/ふりがな） \_\_\_\_\_

生年月日(西暦/月/日) \_\_\_\_\_

性別  男性  女性  それ以外: \_\_\_\_\_

住所 都道府県 \_\_\_\_\_ 市町村 \_\_\_\_\_

番地/マンション \_\_\_\_\_ 国 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ Eメール \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

署名日(西暦/月/日) \_\_\_\_\_

\*モデルが未成年者の場合、下記の署名者（親権者）は、モデルの法定代理人として、この撮影の同意、およびこの肖像権使用許諾書による本件撮影物の使用許諾への同意について権限を有していることを保証することとなります。親権者も自らの氏名を下記に記入し署名してください。

親権者（法定代理人を含む）の氏名及び署名（モデルが未成年者の場合）:

氏名（漢字/ふりがな） \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

ここにモデルの参考写真等を添付してください。  
ボックスより大きい場合は、右上角に合わせて添付してください。

### モデルが記入する追加情報:

民族性に関する情報は、説明用としてのみ要求されるもので、検索ワードをより正確に割り当てるための手段として使われます。

アジア系（該当するボックス全てにチェックマークを記入してください。）  
 中国人  インド人  日本人  韓国人  その他

白人  
 ヒスパニック系（ラテン系）  
 中東民族  
 ネイティブアメリカン  
 太平洋諸島民  
 黒人  
 混血  
 アフリカ系アメリカ人  
 その他

<sup>※1</sup> 「撮影物」とは、静止画・動画・イラスト等私が描写された全ての視覚的表現物を意味します。

<sup>※2</sup> 「メディア」とは、デジタル、電子的、印刷、テレビ、映像、ラジオ、既知のメディアおよび今後発明されるメディアを含む、あらゆるメディアを意味します。

<sup>※3</sup> 「再許諾権限」とは、撮影物の使用許諾を行う権限（ライセンス権限）を、本件撮影物撮影者や本件撮影物販売者が第三者に付与できる権限を意味します。したがって、本件撮影物撮影者や本件撮影物販売者から許諾権限を付与された者は、他の第三者に対して撮影物の使用を許諾することができます。

<sup>※4</sup> 「本件撮影物撮影者」とは、iStockphoto LPおよび関連会社、フォトグラファー、イラストレーター、フィルムメーカー、シネマトグラファーまたは私の撮影や記録を行う個人や事業体を意味します。

<sup>※5</sup> 「本件撮影物販売者」とは、本件撮影物撮影者から許諾権限（再許諾権限を含みます）を付与され、本件撮影物を販売する者を意味します。